

個人住民税（個人県民税・個人市（町）民税）

特別徴収に関するQ & A

平成26年3月
愛媛県・全市町

目次

【制度】	(ページ)
(Q1) 個人住民税とは何ですか？	1
(Q2) 個人住民税の特別徴収とは何ですか？	1
(Q3) 特別徴収はしなくてはいけないのですか？	1
(Q4) 特別徴収は新しい制度なのですか？(制度が変わったのでしょうか？)	1
(Q5) 従業員から普通徴収の要望がありますが、どうすればよいのでしょうか？	1
(Q6) なぜ、特別徴収制度の徹底を図ることとしたのですか？	2
(Q7) 従業員も少なく、特別徴収を行う余裕がないのですが、個人住民税を納める方法は特別徴収だけですか？	2
(Q8) 毎月の給与から天引きし、その都度関係する市町に納めなければならないのでしょうか？	2
(Q9) 従業員は家族だけなので、特別徴収はしなくてもよいのでしょうか？	3
(Q10) 他の都道府県の市町村に住所を持つ従業員がありますが、この従業員にも特別徴収しなければならないのでしょうか？	3
(Q11) 所得税が発生しなければ個人住民税も発生しないのでしょうか？	3
(Q12) 普通徴収より特別徴収の方が1回の支払額が少なくなるのでしょうか？	3
(Q13) 従業員にとって、特別徴収のメリットはあるのでしょうか？	3
【対象者】	(ページ)
(Q14) すべての従業員から特別徴収しなければならないのでしょうか？(どのような場合に特別徴収しなければならないのでしょうか？)	4
(Q15) 従業員はパートやアルバイトだけであっても、特別徴収しなければならないのでしょうか？	4
(Q16) 市(町)外から通勤している従業員についてはどうしたらよいのでしょうか？	4
(Q17) 4月1日現在、当社に在籍していなかった従業員は特別徴収しなくてもよいのでしょうか？	5
【手続等】	(ページ)
(Q18) 特別徴収するにはどのような手続が必要でしょうか？	5
(Q19) 特別徴収を始める場合、事務が複雑になったり、大変になったりしませんか？	5
(Q20) 毎月の税額が途中で変わることはないのでしょうか？	6
(Q21) 給与天引きした個人住民税は毎月納入しなければならないのでしょうか？	6

(Q22)	年2回の納期の特例を申請し承認された場合、いつの給与から天引きすればよいのでしょうか？	6
(Q23)	毎月給与の支払いはしているのですが、月によって支払額に変動があり、給与天引きできない時があるのですが、このような場合はどうすればよいのでしょうか？	6
(Q24)	従業員に退職、休職、転勤等があった場合、どうすればよいのでしょうか？	7
(Q25)	中途入社した従業員を特別徴収に変更したいのですが、どのようにすればよいのでしょうか？	7
(Q26)	従業員の就退職の回数が多く、従業員には普通徴収にしてもらっているが今のままではいけないのでしょうか？	7
(Q27)	近いうちに退職する予定の従業員でも特別徴収しなければならないのでしょうか？	7
(Q28)	個人住民税が非課税の従業員が異動した場合も異動届出書を提出する必要があるのでしょうか？	8
(Q29)	特別徴収を拒否し、滞納した場合はどうなるのでしょうか？	8
(Q30)	経営状況が思わしくなく、特別徴収した個人住民税を納期限までに納入できそうにありませんが、どうすればよいのでしょうか？	8
(Q31)	事業主が徴収した個人住民税は、従業員が住んでいる市町ごとに納入しなければならないのでしょうか？	9
(Q32)	1月末に給与支払報告書を提出した後すぐに退職した場合でも異動届出書を提出する必要はあるのでしょうか？	9
(Q33)	特別徴収した税金を納める際に、振込手数料はかかるのでしょうか？	9
(Q34)	2か所以上の事業所に勤務している従業員は、どちらから特別徴収されるのでしょうか？	9

【従業員向け】

(ページ)

(Q35)	転職したが、これまで特別徴収されていた個人住民税を自分で納めに行かなければならず、1回あたりの納付額も多くなり納めるのが大変ですが。	10
(Q36)	特別徴収に切り替える場合、事業所や市町に手続きは必要でしょうか？	10
(Q37)	同じ事業所にいても、特別徴収されている人とされていない人がいるのですが。	10
(Q38)	会社を退職したのですが何か手続きは必要でしょうか？	10
(Q39)	農業所得など、給与以外に所得がある場合の納税方法はどのようになりますか？	11
(Q40)	会社の給与以外に副業収入があり、会社に知られたくないので特別徴収はしたくないのですが、どうすればよいのでしょうか？	11
(Q41)	65歳以上の年金受給者なのですが、特別徴収への切替えは必要でしょうか？	11

個人住民税の特別徴収に関するQ & A

【制度】

(Q1) 個人住民税とは何ですか？

(A1)

個人住民税とは、県が個人に対して課税する個人県民税と市町が個人に対して課税する個人市(町)民税を総称したものです。個人住民税は、地域社会の費用を住民の方々に広く負担していただくという性格を有しており、県・市町を支える重要な税目となっています。

(Q2) 個人住民税の特別徴収とは何ですか？

(A2)

個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を給与天引きし、納入していただく制度です。

(Q3) 特別徴収はしなくてはならないのですか？

(A3)

所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収することが法律及び市町の条例により義務付けられています。

<地方税法第 321 条の4①>

(Q4) 特別徴収は新しい制度なのですか？(制度が変わったのでしょうか？)

(A4)

個人住民税の特別徴収は、従来から地方税法や市町の条例に定められています。新たに法令改正等があったわけではなく、今までも特別徴収を行っていただく必要がありましたが、制度の周知が十分でなく、徹底が図れていない状況にありました。

(Q5) 従業員から普通徴収の要望がありますが、どうすればよいのでしょうか？

(A5)

給与所得者の個人住民税は原則として特別徴収の方法により徴収しなければなりません。

したがって、従業員の希望により普通徴収を選択することはできません。

< 地方税法第 321 条の3① >

(Q6) なぜ、特別徴収制度の徹底を図ることとしたのですか？

(A6)

平成 19 年度に国から地方に税源移譲があり、所得税が減額され、個人住民税が増額されて以後、個人住民税の滞納額が大幅に増加し、税財源に大きく影響を及ぼしている状況です。(平成 24 年度の滞納税額について、個人県民税は県税滞納額の 66%、個人市(町)民税は市町村税滞納額の 40%を占めています。)このため、地方税法や市町の条例を遵守し、特別徴収を徹底することによって、滞納の防止と税負担の公平性を図ることとしたものです。なお、国(総務省)からも個人住民税の特別徴収の適切な運用について通知されており、全国的にも特別徴収の推進に向けた取組が実施されています。

(Q7) 従業員も少なく、特別徴収を行う余裕がないのですが、個人住民税を納める方法は特別徴収だけですか？

(A7)

前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年度の当初(4月1日)において給与の支払いを受けている者は、原則として特別徴収の方法によることとなっており、従業員が少ないことや、経理担当者がいないといった理由で特別徴収を行わないことは認められていません。

< 地方税法第 321 条の3① >

なお、給与所得者以外の方などについては、納税義務者本人が直接納付する普通徴収の方法によることになっています。

< 地方税法第 319 条① >

(Q8) 毎月の給与から天引きし、その都度関係する市町に納めなければならないのでしょうか？

(A8)

その都度納めなければなりません。ただし、従業員が常時 10 人未満の事業所の場合は、市町に申請し承認を受けることにより年 12 回の納期を年 2 回にする制度(「納期の特例」)を利用することができます。(当該市町の徴収金に滞納があり、納入に支障が生ずる恐れがあると判断される場合は、申請が却下されることがあります。)

< 地方税法第 321 条の5の2① >

(Q9) 従業員は家族だけなので、特別徴収はしなくてもよいのでしょうか？

(A9)

家族であっても特別徴収を行う義務があります。ただし、所得税法上源泉徴収することを要しない常時2人以下の家事使用人のみに給与を支払う場合は、特別徴収しなくても構いません。

<地方税法第 321 条の4①、所得税法第 184 条>

(Q10) 他の都道府県の市町村に住所を持つ従業員がいますが、この従業員にも特別徴収しなければならないのでしょうか？

(A10)

法令で定められているため、原則として特別徴収しなければなりません。近年、他の都道府県においても本県と同様の取組みを進めているところが多くなっていますので、特別徴収の要否や手続について、該当する市町村にお問い合わせください。(Q16 参照)

<地方税法第 321 条の4①かっこ書>

(Q11) 所得税が発生しなければ個人住民税も発生しないのでしょうか？

(A11)

所得税と個人住民税では税額の計算が異なるので、所得税が発生しなくても個人住民税が発生する場合があります。

(Q12) 普通徴収より特別徴収の方が1回の支払額が少なくなるのでしょうか？

(A12)

納めていただく総額は同じですが、普通徴収の納期は通常年4回であるのに対し、特別徴収は年 12 回なので1回あたりの納税額の負担が少なくなります。また納期ごとに納税義務者が納税に出向く手間が省け、納付忘れの心配がなくなるなど利便性が向上します。

<地方税法第 320 条、第 321 条の5①>

(Q13) 従業員にとって、特別徴収のメリットはあるのでしょうか？

(A13)

従業員の方が個別に金融機関等に出向いて納税していただく必要がなくなるので納付忘れの心配がありません。また、特別徴収は年 12 回の給与天引きなので、年4回(市町により異

なります)の普通徴収に比べて1回あたりの納付額が少なくなるため、負担感が小さくなります。

<地方税法第 320 条、地方税法第 321 条の5①>

【対象者】

(Q14) すべての従業員から特別徴収しなければならないのでしょうか？(どのような場合に特別徴収しなければならないのでしょうか？)

(A14)

従業員が前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年度の当初(4月1日)において給与の支払いを受けている場合は、原則として特別徴収の方法によって徴収することになっています。したがって、パートやアルバイトなどの非正規雇用者であっても、この要件に当てはまる場合は特別徴収を行うことになります。(Q15 参照)

<地方税法第 321 条の3①>

(Q15) 従業員はパートやアルバイトであっても、特別徴収しなければならないのでしょうか？

(A15)

原則として、アルバイト、パート、役員等すべての従業員から特別徴収する必要があります。ただし、次のような場合は特別徴収を行う必要はありません。

- ・支給期間が1か月を超える期間で定められている場合
- ・給与が毎月支給されず、不定期である場合
- ・給与の月額支給額が少なく、特別徴収しきれない場合
- ・退職等により、翌年の給与から特別徴収することができない場合
- ・源泉徴収税額表の丙欄(日額表)適用者である場合
- ・6月の給与支給日までに退職が決まっている場合 等

<地方税法第 321 条の3①>

(Q16) 市(町)外から通勤している従業員についてはどうすればよいのでしょうか？

(A16)

従業員が1月1日現在に居住するすべての市町について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。(Q10 参照)

<地方税法第 39 条、第 318 条、第 321 条の4①かつこ書>

(Q17) 4月1日現在、当社に在籍していなかった従業員は特別徴収しなくてもよいのでしょうか？

(A17)

4月1日現在に在籍していない従業員については、法令上特別徴収の義務はありませんが、県内全市町の取組みとして、特別徴収への切替えを推進しておりますのでご協力をお願いします。

【手続等】

(Q18) 特別徴収するにはどのような手続が必要でしょうか？

(A18)

毎年1月末日までに給与支払報告書(総括表・個人別明細書)を各市町の住民税担当課へ提出してください。

その後、市町が提出された給与支払報告書等に基づいて税額の計算を行い、5月に「特別徴収税額通知書」を送付します。

特別徴収税額通知書には、6月から翌年5月までに徴収する個人住民税額(年税額及び毎月の額)が記載されていますので、毎月の給与から記載された額を徴収(天引き)して、翌月の10日までに当該市町に納めてください。(Q21 参照)

年度途中に特別徴収に切り替える場合は「特別徴収への切替依頼書」を提出してください。

< 地方税法第 317 条の6①、第 321 条の4②、第 321 条の5① >

(Q19) 特別徴収を始める場合、事務が複雑になったり、大変になったりませんか？

(A19)

個人住民税は、1月末日までに事業主から提出していただいた給与支払報告書等に基づき、毎年5月に事業者の方に各市町が通知しますので、給与から天引きする金額を事業主の方が計算する必要はありません。また、所得税のように年末調整をする手間もありません。

事業主の皆さんに行っていただく主な事務は、次のとおりです。

- ・毎月の給与から、各市町が通知した税額の天引き
- ・天引きした税額を、市町から送付された納入書で翌月10日までに各市町に納入

(Q21 参照)

- ・従業員の就職・退職があれば市町に連絡(Q24 参照)

< 地方税法第 321 条の5①③ >

(Q20) 毎月の税額が途中で変わることはないのでしょうか？

(A20)

個人住民税は前年の所得に対して計算いたしますので、税額が変わることは原則としてありません。ただし、従業員の方が修正申告等をすると税額が変更になる場合があります。その場合には市町から変更通知書をお送りしますので、それ以降は変更後の額で天引きをお願いします。

< 地方税法第 321 条の6①② >

(Q21) 給与天引きした個人住民税は毎月納入しなければならないのでしょうか？

(A21)

毎月の給与から天引きした個人住民税は、翌月 10 日までに納入していただく必要があります。

なお、総従業員数が常時 10 人未満である場合は、事業主からの申請に基づく市町の承認により、年 12 回の納期を年 2 回にすることもできます。

< 地方税法第 321 条の5の2① >

(Q22) 年2回の納期の特例を申請し承認された場合、いつの給与から天引きすればよいのでしょうか？

(A22)

年2回の納期の特例は、あくまでも事業主が天引きした従業員の個人住民税を市町に納入する期限(回数)の特例であり、承認の有無にかかわらず給与からの天引きは毎月行っていた必要があります。

承認を受けた場合は、6月から11月までに天引きした税額を12月10日までに、また12月から翌年5月までに天引きした税額を6月10日までに、それぞれまとめて納入することができます。

< 地方税法第 321 条の5の2① >

(Q23) 毎月給与の支払いはしているのですが、月によって支払額に変動があり、給与天引きできない時があるのですが、このような場合はどうすればよいのでしょうか？

(A23)

給与から税額が引ききれない月がある方については普通徴収に切り替える必要がありますので、お手数ですが、特別徴収にかかる給与所得者異動届出書を提出してください。

< 地方税法第 321 条の5③、地方税法施行規則第9条の5 >

(Q24) 従業員に退職、休職、転勤等があった場合、どうすればよいのでしょうか？

(A24)

従業員に退職、休職、転勤等異動があった場合は、異動が生じた日の翌月の 10 日までに、特別徴収にかかる異動届出書を提出していただく必要があります。なお、異動届出書の提出がなかったり遅れたりすると、事業主の滞納や過誤納が発生するなど不都合が生じますので、期限までの提出をお願いします。

< 地方税法第 321 条の5③、地方税法施行規則第9条の5 >

(Q25) 中途入社した従業員を特別徴収に変更したいのですが、どのようにすればよいのでしょうか？

(A25)

中途就職や休職からの職場復帰などにより、年の途中から特別徴収に切り替えする場合には、「特別徴収への切替依頼書」を提出していただくことで、特別徴収に変更となります。手続き完了後に税額通知書を事業所宛てに送付いたします。

(Q26) 従業員の就退職の回数が多く、従業員には普通徴収にしてもらっているが今のままではいけないのでしょうか？

(A26)

事業主が特別徴収義務者になることは、法律に定められています。事務が煩雑になることを理由に普通徴収とすることはできません。(Q14、Q15 参照)

< 地方税法第 321 条の4① >

(Q27) 近いうちに退職する予定の従業員でも特別徴収しなければならないのでしょうか？

(A27)

退職等の時期により次のとおり対応してください。

①6月1日から12月31日までに退職等した場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収に切り替えることとなり、従業員から直接納付していただきます。なお、従業員から特別徴収の方法で徴収されたい旨の申し出があった場合は、未徴収税額を給与や退職金等から、一括して特別徴収していただきます。

②翌年1月1日から4月30日までに退職等した場合

この期間については①と違い、法令により特別徴収できなくなった残りの税額については、元の勤務先から5月31日までに支給される給与、退職金等が残りの税額を超える場合には、従業員の申し出がなくても5月31日までの間に支払いをする給与や退職金等から、一括して特別徴収により納入していただく必要があります。

<地方税法第321条の5②>

(Q28) 個人住民税が非課税の従業員が異動した場合も異動届出書を提出する必要があるのでしょうか？

(A28)

非課税の方(納付すべき個人住民税額がゼロの方)や個人住民税をすでに納付済みの方についても異動があった場合は、異動届出書の提出が必要となりますので、翌月10日までに提出してください。

(Q29) 特別徴収を拒否し、滞納した場合はどうなるのでしょうか？

(A29)

特別徴収義務者に指定され、特別徴収税額決定通知を受けた事業主が特別徴収を拒否し又は滞納した場合は、事業主あてに督促状が発送されます。督促状が発送された日から10日を経過しても納入が確認できない場合は、差押え等の滞納処分を受けることになります。(市町から従業員本人へ請求することはできません。)

更に、10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処され、又は懲役及び罰金を併科されることがあります。

また、事業主に滞納がある場合は、従業員が納税証明書を取得できないなどの不利益を被ることがあります。

<地方税法第329条①、第331条①、第324条③>

(Q30) 経営状況が思わしくなく、特別徴収した個人住民税を納期限までに納入できそうにありませんが、どうすればよいのでしょうか。

(A30)

事業主が特別徴収した個人住民税は、従業員からの預かり金であり、事業資金ではありません。納期限までに必ず納入してください。

万が一、納期限を過ぎても納入されない場合は、滞納処分が執行されることになります。

(Q29 参照)

<地方税法第331条①>

(Q31) 事業主が徴収した個人住民税は、従業員が住んでいる市町ごとに納入しなければならないのでしょうか？

(A31)

個人住民税は従業員が1月1日現在に住んでいる市町ごとに納入する必要があります。市町ごとに納入するとなると、手間がかかって大変だという印象がありますが、それぞれの市町から送られた納入書とその合計金額を金融機関の窓口にお持ちいただければ、市町ごとの納入手続きは金融機関が行いますので、事業主の手間はかかりません。

(Q32) 1月末に給与支払報告書を提出した後すぐに退職した場合でも異動届出書を提出する必要はあるのでしょうか？

(A32)

異動した年の1月1日現在、当該市町に住所があり、かつその年の1月2日から5月31日までの間に退職や転勤などによって給与の支払いを受けなくなった場合でも、「給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

(Q33) 特別徴収した税金を納める際に、振込手数料はかかるのでしょうか？

(A33)

取扱金融機関が各市町により異なりますので、恐れ入りますが各自で納入先市町へのご確認をお願いします。

(Q34) 2か所以上の事業所に勤務している従業員は、どちらから特別徴収されるのでしょうか？

(A34)

原則として、前年の給与収入額が大きい方の事業所が特別徴収義務者として指定されますが、給与支払報告書の内容や前年度の状況等を確認した上で、市町がいずれかの事業所を特別徴収義務者に指定します。

< 地方税法第 321 条の4④ >

【従業員向け】

(Q35) 転職したが、これまで特別徴収されていた個人住民税を自分で納めに行かなければならず、1回あたりの納付額も多くなり納めるのが大変ですが。

(A35)

原則として、所得税を源泉徴収している事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければなりません。従業員の方にとっては、毎月の給与から天引きされることで、市町の窓口や金融機関に直接出向いて納付する手間を省くことができます。また、納付書で納める普通徴収は年4回(市町により異なります)に分けて納めるのに対し、1回あたりの負担が少なくてみます。現在特別徴収されていない従業員の方は、特別徴収への切替えが必要ですので、勤務先又はお住まいの市町の住民税担当課までご確認ください。

< 地方税法第 321 条の4①、第 320 条、第 321 条の5① >

(Q36) 特別徴収に切り替える場合、事業所や市町に手続きは必要でしょうか？

(A36)

従業員の方が手続きを行う必要はありません。特別徴収への切替え手続きは、事業者と市町が行うこととなります。

(Q37) 同じ事業所にも、特別徴収されている人とされていない人がいるのですが。

(A37)

給与からの特別徴収(天引き)は、地方税法及び各市町の条例で規定されているため、事業主や従業員の意思で特別徴収を行うかどうかを選択することはできません。所得税を源泉徴収されている従業員(アルバイトやパートを含む。)については、個人住民税も特別徴収していただく必要があります。現在特別徴収されていない従業員の方は、特別徴収への切替えが必要ですので、勤務先又はお住まいの市町の住民税担当課までご確認ください。

< 地方税法第 321 条の3① >

(Q38) 会社を退職したのですが何か手続きは必要でしょうか？

(A38)

事業主から届出をしていただきますので、ご本人にしていただく手続きはありません。

ただし、退職時に残りの住民税を一括徴収されていない場合は、後日、普通徴収の方法により市町から通知された税額を納付していただくこととなります。

< 地方税法第 321 条の7① >

(Q39) 農業所得など、給与所得以外に所得がある場合の納税方法はどのようになりますか？

(A39)

給与所得以外の所得がある場合は確定申告又は市町長への申告が必要になりますが、原則としてこれらの所得を給与所得に合算して特別徴収の方法により徴収することとなります。

ただし、上記申告の際に希望すれば、給与所得以外の所得分については普通徴収の方法により納付することができます。(Q41 参照)

なお、65 歳以上の方の年金所得については年金からの特別徴収となります。

< 地方税法第 321 条の3②ただし書、第 321 条の7の2 >

(Q40) 会社の給与以外に副業収入があり、会社に知られたくないので特別徴収はしたくないのですが、どうすればよいのでしょうか？

(A40)

給与所得に係る個人住民税は原則として特別徴収の方法により徴収することとなっています。したがって、従業員の希望により普通徴収を選択することはできません。

ただし、給与所得以外の所得に係る個人住民税は、市町長への申告により普通徴収の方法により納付することができます。

< 地方税法第 321 条の3①、第 321 条の3②ただし書き >

(Q41) 65歳以上の年金受給者なのですが、特別徴収への切替えは必要でしょうか？

(A41)

年金受給者であっても、給与所得に係る個人住民税は特別徴収に切り替えなければなりません。

なお、公的年金所得にかかる個人住民税については、給与所得とは別に当該公的年金から特別徴収されることになっています。

ただし、当該年度の公的年金の額が 18 万円未満である方、介護保険料の特別徴収対象者でない方等については普通徴収になります。

< 地方税法第 321 条の7の2①、第 321 条の7の7①、地方税法施行令第 48 条の9の 11③ >